

## 並木北コミュニティハウスの施設利用（令和4年3月23日以降）について

いつもご利用いただきまして、ありがとうございます。

この度、まん延防止等重点措置の発令に伴い、横浜市教育委員会（学校）の了解のもと、**3月23日（水）**より利用内容が変更となります。利用にあたっての制限等は下記のとおりですので、ご理解をお願いいたします。（赤字下線が今回変更となる箇所）

「学校施設活用型コミュニティハウス」は、他の市民利用施設とは異なり、学校教育活動を優先したうえで施設利用が可能となっております。生徒が安心して登校でき、かつ、当コミュニティハウスが安全に運営できるよう、引き続きご協力をお願いいたします。（今後、さらに制限内容に変更が生じた場合は、改めてお知らせいたします）

### ● 全般

1. 開館時間は21時までとします。（なお、火曜・日曜日は17時まで、金曜日は休館です）
2. 来館前の検温により、発熱、味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は、利用を控えてください。（なお、当面の間、施設入場時に入口にて検温を実施します。）
3. 校内へ入る前からのマスク着用、手指の消毒及び健康管理を徹底してください。
4. 学校への出入りは正門のみとし、校庭では、児童と接触しないよう、関係のない学校の敷地へ立ち入らないでください。なお、今までどおり校内への車の乗り入れは禁止です。
5. 神奈川県が実施している「LINE コロナお知らせシステム」への登録にご協力ください（コミュニティハウス入り口にて登録可能です）。

### ● 個人利用・市民図書利用

1. 個人利用・市民図書利用は、下記の利用ができます。
  - ・ミーティングサロンでの打ち合わせ、雑誌等の閲覧。
  - ・市民図書の借受け、図書室内テーブルでの図書の閲覧。
  - ・印刷機・複写機の利用。※ 利用にあたっては、利用者同士の間隔を1m以上あけるとともに、「個人利用票」に氏名・連絡先等を記入していただきます。（図書貸出券をお持ちの方は番号を記載。また、必要に応じて、保健所等の公的機関より名簿の提供が求められることがあります。）
2. 「空室での学習」は、個人利用票に記載することにより利用できます。

### ● 団体利用（研修室・和室等の利用）

1. 利用代表者及び連絡者は、当日のメンバーの状況（名前、緊急連絡先、体調等）を把握し、名簿を作成してください。（保健所等のより名簿の提供が求められることがあります。）
2. 定員は、人と人との間隔が1m取れる範囲を基本とします。  
※中研修室20名、小研修室12名（一括利用32名、机使用は1机に1名）、和室：10名
3. 謡、朗読会、詩吟など大声を発する活動、吹奏楽器演奏の活動を可とします。但し演奏中マスクを外す時は、他者との距離を2メートル以上保つこと。
4. 囲碁、将棋の活動は、碁石等は持参し、マスク着用の上間隔を十分に保つことで可とします。
5. 使用中の頻繁な換気（扇風機の使用等）及び使用後の消毒を行っていただきます。
6. 施設内での飲食及び飲食を伴う活動（茶道等）は可とします。ただし、飲食をする際は、全員が同じ方向を向き、静かに食べ、終わり次第マスクを着用します。

### ● その他

1. 自主事業を行う場合は、教育委員会の指示に基づく対策をしたうえで実施します。
2. 感染者が発生した場合  
感染者が活動した施設の使用を中止します。（感染した場合は、コミュニティハウスにご連絡ください）